

◇大阪市水道局企業職員の職務の級及び号給を決定する基準等に関する規程の一部を
改正する規程

- 1 大阪市職員を退職した者を対象として人事委員会が実施する選考による採用をされた職員に対する職務の級及び号給等の決定並びに昇格に係る特例について定めることにしました。
- 2 この規程は、令和8年4月1日から施行することにしました。

(水道局総務部職員課)